

きたしん法人キャッシュカード規定

法人キャッシュカード（以下「カード」といいます）を利用する場合はきたしんキャッシュカード規定（以下「カード規定」といいます）によるほか、次により取扱います。

1. 法人とは、法人格を有する法人をいいます。権利能力なき社団・財団、任意団体等は含みません。
2. カードは法人名義で発行します。代理人カードは発行しません。
3. カードは現金自動預金機（現金自動預入払出兼用機を含みます）を使用して普通預金に預入れをする場合、普通預金を払戻す場合、ならびに振込を行なう場合に利用することができます。
なお、カードは当組合の本支店でのみ使用できます。他行での使用は出来ません。
4. カードはお届けの代表者が使用し、カード及びカードで使用する暗証番号は、カード使用者が責任をもって管理してください。
5. 当組合が法人のお客様に発行したカードが偽造・変造および盗難されたことにより不正使用され生じた払戻しにかかる損害については、当組合は責任を負いません。
6. カード発行時には、「法人キャッシュカードに係る説明確認書」を提出していただきます。

以 上

平成 21 年 1 月 22 日